

別添

性犯罪・性暴力被害者の個人情報管理について

〔平成29年12月18日〕
〔関係府省庁申合せ〕

個人情報は、個々の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適切な取扱いが図られなければならない。特に、性犯罪・性暴力被害者（以下「性犯罪被害者等」という。）の個人情報は、プライバシー保護や安全・安心の確保等の観点から、より一層、適切な取扱いが求められる。

個人情報を取り扱う機関や個人情報に係る閲覧や証明書交付制度を有する機関では、保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）第2条第5項、以下同様）の適切な取扱いを推進するため、業務の特性等に応じて、これまでも様々な取組を推進してきたところであるが、性犯罪被害者等に関する保有個人情報について、より一層、適切な取扱いを推進するため、今般、関係府省庁において、統一的に取り組むべき事項を検討し、下記のとおり、取りまとめた。

関係府省庁においては、本申合せを踏まえ、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いにより一層配意するとともに、所掌事務に応じて、関係する機関等に対して、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の適切な取扱いについて働き掛けるなどする。

記

1 管理体制

性犯罪被害者等に関する個人情報を保有する関係機関（以下「関係機関」という。）において保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる課室等の長又はこれに代わる者（以下「管理者」という。）は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の適切な管理に努めること。

また、管理者は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する職員がこれを適切に取り扱うよう指導を徹底すること。

2 教育研修

性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、その取扱いについて理解を深め、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこと。

また、その教育研修においては、性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいし

た場合に起こり得る二次的被害の例を紹介するなどして、実効性ある内容となるよう努めること。

3 職員の責務

- (1) 性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいした場合、性犯罪被害者等が二次的被害を受けるおそれが生じ得ることから、関係機関の職員は、これを防止するため、行個法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等を遵守するとともに、万が一漏えいした場合には、二次的被害を防止するために速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱いに従事する関係機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た性犯罪被害者等に関する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 性犯罪被害者等に関する保有個人情報の取扱い

関係機関は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報を漏えいした場合、性犯罪被害者等が二次的被害を受けるおそれがあることを踏まえ、性犯罪被害者等に関する個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定した上で、行個法の趣旨にのっとり、これを適切に管理、利用及び廃棄しなければならない。

関係機関は、性犯罪被害者等に関する保有個人情報の漏えいによる二次的被害を防止するため、必要に応じ、次のような措置を講ずること。

- ① 性犯罪被害者等に関する保有個人情報が記載されている書類等は、業務上必要とする最小限の職員のみが取り扱う。
- ② 業務上必要とする最小限の職員以外の者が性犯罪被害者等に関する保有個人情報を目視できる状態で置いたり、放置したりしない。
- ③ 個人情報の閲覧及び証明書交付制度に係る性犯罪被害者等に関する保有個人情報の管理を徹底する。
- ④ 性犯罪被害者等に関する保有個人情報又はこれが記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。